

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会規程

令和5年 4月 7日 規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会研究拠点形成費等補助金審査等業務規程（平成15年10月1日規程第30号）第3条第2項の規定に基づき、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 研究拠点形成費等補助金（人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業）の審査・評価に関する事項
- 二 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が任命する。

2 委員会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、大学の教員及び専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、原則1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(守秘義務等)

第5条 委員又は専門委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員又は専門委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。
- 二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。
- 三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員又は専門委員が前項の規定に違反した場合、その他委員又は専門委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員又は専門委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の関係する大学等に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。
- 5 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。
- 6 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。